

IX 防災対策

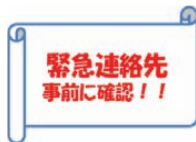
IX-I 防火と消火

【火災予防】

- ・ 危険物など燃えやすいものの近くで火を使用しないこと
- ・ 火気は不燃性の台の上で使用する
- ・ 消防法上の危険物は、3リットルを超えた容器での実験室内への持ち込みを禁止（一斗缶等3リットルを超える危険物は、危険物倉庫へ）
- ・ 防火区画内における危険物の保管は、指定数量の0.2倍を超えないこと
- ・ 建物内の喫煙禁止
- ・ 喫煙は、屋外の定められた喫煙場所のみ可能
- ・ たばこの吸い殻は、灰皿へ捨てること
- ・ 室内を整理・整頓し、廊下までの避難経路を確保すること
- ・ 建物の外への避難経路を確認すること
- ・ 消火器は表示板（右下写真参照）と同じ場所に置き、周囲には物を置かない
- ・ 緊急時の対応、連絡体制を確認すること
- ・ 退室時は電気の始末・火の始末・戸締まりをすること



総合安全管理部門承認
屋外喫煙所の標識



避難経路確保



消火設備の位置確認



消火器を使用したら直ちに消防 119 番通報

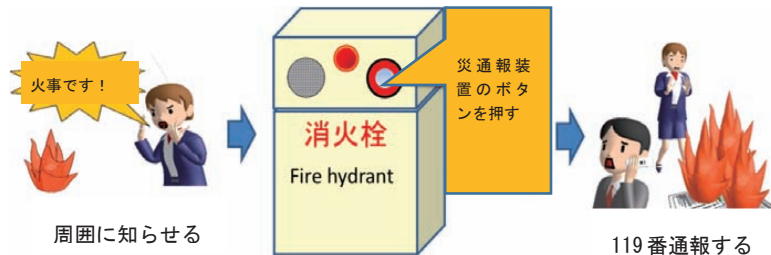
【火災が起きたら】

(冷静、迅速、適切に対応しよう)

発見・通報

- ・火事を出したり、見つけたりしたら、とにかく大きな声で周囲の人に協力を求めること
- ・状況を確認後、各階にある火災通報装置のボタンを押し、在棟者および守衛所に知らせること

<火災・救助・救急は 119 番>



119 番通報すべきこと

①場所：住所・建物名（○棟・△階・×号室）

※総合安全管理部門の「発災時の緊急行動ポスター」に建物名、部屋番号等を記入し、各部屋の出入り口に掲示のこと

<http://www.gsmc.titech.ac.jp/poster/poster.html>

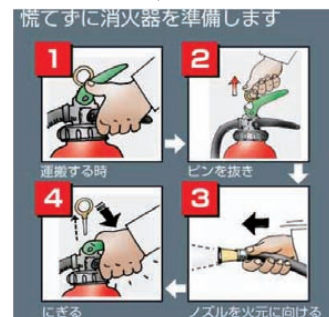
②状況：火が出た状況、現状、薬品等の火災の場合、原因となった薬品名 など
(詳細が不明な場合は、2 報、3 報で情報を追加することでもよい)

通報後に守衛所へ連絡すること

大岡山：03-5734-**3119**（内線 **3119**）

すずかけ台：045-924-**5119**（内線 **5119**）

田町：03-3454-**8532**（内線 **8532**）



火事を見つけたら?→初期消火

・炎が小さい場合

→火元をおおう場合・・・消火クロス・消火砂による消火を行うこと

→上記が無理な場合・・・消火器による消火を行うこと（状況にあった消火器を選択）

※消火器の使い方（あわてず準備）

- ①消火器を運ぶ
- ②ピンを抜く
- ③ノズルを火元に向ける
- ④レバーを握る

※放射時間：10～15 秒程度

※放射距離：3～5m

※可燃性液体の液面には、放射しないこと（液体が飛散し火が広がるため）

避難

- ・火が天井まで達している場合は、直ちに避難すること
- ・速やかに消火できない場合は、直ちに避難すること
- ・余裕があれば、ドアや窓を閉めて出ること
- ・ものを持ち出さず、速やかに避難すること
- ・エレベータは、使用禁止とすること